

## 取 扱 基 準

名 称	私立幼稚園等すこやか補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	私立幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）が実施する事業に係る経費に対し、補助金を交付する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	幼稚園等における幼児教育を充実させ、幼児のすこやかな成長を支援する。 <small>&lt;目標が数値でない場合の評価方法&gt;</small> 実績報告書等により、事業内容が目標と合致しているものであるか評価を行う。
補助事業者	市内の幼稚園等設置者
補助対象経費の内容	(1)幼稚園等の教諭等が参加する研修に要する経費 （子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園のみ） (2)幼稚園等における特別支援教育に係る経費 (3)幼稚園等における健康管理費
補助額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費ごとに、予算の範囲内で別に定める金額 <small>&lt;補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由&gt;</small>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	<small>(終期が3年を超える場合の理由)</small>
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 事業経費の一部が、市補助金で賄われていることを公表する。
	〔媒体〕 幼稚園等のホームページ等による。
担当部署	こども未来部 幼保運営課 給付・収納・政策グループ 電 話 025-223-7375 e-mail hoiku@city.niigata.lg.jp